平成２８年（フ）第３７６号
東京都八王子市千人町１丁目２番15号ケイズ八王子301号
債務者　長田　翔太
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２５３号
東京都八王子市犬目町560番地養護老人ホーム竹の里
債務者　佐藤　文郎
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１５１６号
埼玉県上尾市西宮下２丁目446番地１
破産者　株式会社フオーラム
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９１０号
千葉市美浜区磯辺６丁目２番３棟302号
破産者　女町　雄一
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９１１号
千葉市美浜区磯辺６丁目２番３棟302号
破産者　女町　孝子
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２０６号
千葉県市川市富浜２丁目16番４号
破産者　有限会社嶺勝建築
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２０７号
千葉県船橋市金杉７丁目41番11号、開決定時の住所千葉県市川市富浜２丁目16番４号
破産者　野瀬　和行
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９号
石川県羽咋郡宝達志水町今浜チ16番地
破産者　堂高産業株式会社
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第５９７号
静岡県焼津市飯渕1325番地
破産者　株式会社カネヒ
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５８３号
愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘３丁目18番地の10
破産者　株式会社柴建
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８号
名古屋市瑞穂区苗代町27番４号
破産者　ピースサンプラス株式会社
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３号
神戸市兵庫区西出町２－３－23―203、登記簿上の本店所在地神戸市中央区多聞通３丁目３番16号甲南第一ビル303号
破産者　合資会社イー・デイ
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５号
島根県雲南市木次町西日登1421番地２
破産者　ひきの土建有限会社
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５１５号
広島市安佐南区高取北３丁目３番14号
破産者　有限会社サク建工
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１７号
千葉県浦安市日の出３－４－Ａ－1001　ベイシティ新浦安
破産者　磯崎　　清
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３３２号
千葉県印西市内野２丁目５番地４棟406号
破産者　川村　　豊
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６号
千葉県八街市八街ほ672番地33
破産者　木元　治美
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２０号
千葉県印西市木下南２丁目17番地５
破産者　天谷　善孝
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第７９０号
東京都調布市調布ケ丘３丁目15番地２ヒルサイドヴィレッジ調布ケ丘601
破産者　株式会社フレキシブル
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７９１号
東京都調布市柴崎２丁目７番地１都営柴崎２丁目アパート１―208
破産者　横山　　尚
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０３８号
東京都武蔵村山市本町４丁目９番地の３賀豊屋ビル203号
破産者　山口　國義
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部